

(別紙)

徳島県教育会教育功労者表彰規程

公益社団法人 徳島県教育会

- 第1条 徳島県教育会（以下県教育会という）は、本県教育の向上進展に大いなる功労があると認められる者を、退職時に、教育功労者として表彰する。
- 第2条 教育功労者の表彰は、毎年これを実施することを原則とする。
- 第3条 教育功労者の選考規準は下の各項のいずれかに該当するものとする。
- 1 県教育会の会員で、本県で30年以上在職した教職員であること
（ただし、国外および他府県において教育に従事したことのある教職員については、在職30年以上のうち本県在職20年以上とする。）
 - 2 県教育会の会員で、第3条の1項にあてはまらないが、教育上の研究、教育実践ならびに学術文化の向上等について功績顕著なりと認められる者
- 第4条 表彰は、退職した翌年度の県教育会総会で行う。
- 第5条 各所属長は、前条の規準に該当すると認められる候補者を、毎年2月末までに徳島県教育会へ推薦するものとする。ただし、理事会も推薦することができる。
- 第6条 徳島県教育会は、前条による推薦された候補者について、理事会において決定し、運営協議会において報告するものとする。

備考

上記表彰規程の運用内規

- 1 県教育会の会員で、物故者については、所属長の推薦により、教育功労者として表彰する。
（この場合は公務死を除き10年以上勤務した者とする。）

* 推薦者記載例

令和〇〇年度 徳島県教育会教育功労者表彰 候補者推薦書

〇 〇 小 学校（園・所属）長 〇 〇 〇 〇 印

次の者、教育功労者表彰候補者（ に推薦する ・ を辞退する ）

※いずれかを○で囲んでください。
※辞退する場合は氏名・ふりがなのみを記入してください。

ふりがな	とくしま さぶろう				
氏名	徳島 三郎				
退職後の住所及び連絡先	〒770-0003 徳島市北田宮1丁目8-68				
	電話番号	088	-	633	- 1511
該当事項 <small>いずれかを○で囲んでください</small>	第3条第1項 ・ 第3条第2項 ・ 運用内規1				
在職年数	32 年				
経歴の概要	年	月	勤務校	職名	勤務年数
	昭58	4	大阪市〇〇小学校	教諭	2年
	60	4	名西郡〇〇小学校	教諭	4年
	平1	4	〃 病気休職	教諭	1年
	2	4	那賀郡〇〇小学校	教諭	8年
	10	4	徳島市〇〇小学校	教諭	9年
	19	4	板野郡〇〇小学校	教頭	6年
	25	4	鳴門市〇〇小学校	校長	3年
	28	4	徳島市〇〇小学校	校長	4年
令2	3	退職予定			

- 記入上の注意
- 1 県外勤務も明記すること。
 - 2 経歴の概要は、正規採用の勤務年数を記入する。
 - 3 在職年数は3月末日とする。（休職期間は在職年数に含める。）
 - 4 該当条項は表彰規程の第3条第1項、第3条第2項、もしくは運用内規1と記入する。
 - 5 第3条第2項の該当者は、学校長が、功績の概要その他参考事項を、経歴の概要欄に記入すること。
 - 6 教育功労者表彰候補者として 推薦する・辞退するのいずれかを○で囲み、辞退の場合は氏名・ふりがなのみ記入する。

